

○電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(検査等事業者(点検の事業のみを行う者を除く。))の登録及び登録の更新)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 業務実施方法書に記載される事項については、次のアからケまでに適合しているものであること。</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 点検に用いる測定器等の保守及び管理並びに法第24条の2第4項第2号の較正又は校正(以下「較正等」という。)の計画については、次の条件に適合しているものであること。</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 較正等の計画が適正に定められており、かつ、次の条件に適合しているものであること。</p> <p>A 法第24条の2第4項第2号のいずれかに掲げる較正等を受け、<u>かつ、当該較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して当該測定器等を使用した年月日までの期間が一年(登録検査等規則第二条の二の測定器その他の設備(同一の筐体に同条の測定器その他の設備以外の測定器等を有するものを除く。))にあっては、同条の表の上欄に掲げる測定</u></p>	<p>(検査等事業者(点検の事業のみを行う者を除く。))の登録及び登録の更新)</p> <p>第31条 (同左)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>ア～カ (同左)</p> <p>キ (同左)</p> <p>(ア)・(イ) (同左)</p> <p>(ウ) (同左)</p> <p>A <u>原則として毎年1回以上法第24条の2第4項第2号のいずれかに掲げる較正等を受けること。</u></p>

器その他の設備ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。) 以内であること。

B (略)

C 登録検査等規則第二条の二の測定器その他の設備であつて、当該較正等を受けた日の属する月の翌月一日から起算して当該測定器等を使用した年月日までの期間が一年を超えるものは、製造業者が発行する文書その他の資料等により、同条の測定器その他の設備に応じた性能を有すること及び製造後10年を経過していないことが証明されること。

D 較正等の実施を管理する責任者又は組織が明確であること。

(エ)・(オ) (略)

ク・ケ (略)

(3) (略)

(検査等事業者(点検の事業のみを行う者に限る。))の登録)

第32条 (略)

(1) (略)

(2) 業務実施方法書に記載される事項については、次のアからクまでに適合しているものであること。

ア～オ (略)

キ 点検に用いる測定器等の保守及び管理並びに較正等の計画については、次の条件に適合しているものであること。

(ア)・(イ) (略)

B (同左)

(新設)

C 較正等の実施を管理する責任者又は組織が明確であること。

(エ)・(オ) (同左)

ク・ケ (同左)

(3) (同左)

(検査等事業者(点検の事業のみを行う者に限る。))の登録)

第32条 (同左)

(1) (同左)

(2) (同左)

ア～オ (同左)

キ (同左)

(ア)・(イ) (同左)

(ウ) 較正等の計画が適正に定められており、かつ、次の条件に適合しているものであること。

A 法第24条の2第4項第2号のいずれかに掲げる較正等を受け、かつ、当該較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して当該測定器等を使用した年月日までの期間が一年（登録検査等規則第二条の二の測定器その他の設備（同一の筐体に同条の測定器その他の設備以外の測定器等を有するものを除く。）にあっては、同条の表の上欄に掲げる測定器その他の設備ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。）以内であること。

B (略)

C 登録検査等規則第二条の二の測定器その他の設備であつて、当該較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して当該測定器等を使用した年月日までの期間が一年を超えるものは、製造業者が発行する文書その他の資料等により、同条の測定器その他の設備に応じた性能を有すること及び製造後10年を経過していないことが証明されること。

D 較正等の実施を管理する責任者又は組織が明確であること。

(エ)・(オ) (略)

キ・ク (略)

(3) (略)

(ウ) 較正等の計画が適正に定められており、かつ、次の条件に適合しているものであること。

A 原則として毎年1回以上法第24条の2第4項第2号のいずれかに掲げる較正等を受けること。

B (同左)

(新設)

C 較正等の実施を管理する責任者又は組織が明確であること。

(エ)・(オ) (同左)

キ・ク (同左)

(3) (同左)

第 1 1 章 登録証明機関等の登録等

(登録証明機関の登録及び登録の更新)

第 3 3 条 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 技術基準適合証明の審査に使用する測定器その他の設備については、次のアからクまでに適合しているものであること。

ア～ウ (略)

エ 法第 24 条の 2 第 4 項第 2 号のいずれかに掲げる較正等を受け、かつ、当該較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して測定器等を使用した年月日までの期間が一年（証明規則第三条の二の測定器その他の設備（同一の筐体に同条の測定器その他の設備以外の測定器等を有するものを除く。）にあっては、同条の表の上欄に掲げる測定器その他の設備ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。）以内であること。

オ (略)

カ 証明規則第三条の二の測定器その他の設備であって、当該較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して測定器等を使用した年月日が一年を超えるものは、製造業者が発行する文書その他の資料等により、同条の測定器その他の設備に応じた性能を有すること及び製造後 10 年を経過していないことが証明されること。

キ 較正等の実施を管理する責任者又は組織が明確であること。

第 1 1 章 登録証明機関等の登録等

(登録証明機関の登録及び登録の更新)

第 3 3 条 (同左)

(1)・(2) (同左)

(3) 技術基準適合証明の審査に使用する測定器その他の設備については、次のアからクまでに適合しているものであること。

ア～ウ (同左)

エ 毎年一回以上較正を受けるものであること。

オ (同左)

(新設)

カ 較正等の実施を管理する責任者又は組織が明確であること。

<p><u>ク</u> 他の者から借り入れる場合は、当該借入れに係る測定器その他の設備が、上記イからオまでに適合するものであること。</p> <p><u>ケ</u> 法第24条の2第4項第2号ハに掲げる較正を受けるものである場合は、当該較正を行う国の測定に係る計量値に関する国家標準に対してトレーサビリティを有する標準器を使用して行う較正によるものであること。</p> <p>(4) (略)</p>	<p><u>キ</u> 他の者から借り入れる場合は、当該借入れに係る測定器その他の設備が、上記イからオまでに適合するものであること。</p> <p><u>ク</u> 法第24条の2第4項第2号ハに掲げる較正を受けるものである場合は、当該較正を行う国の測定に係る計量値に関する国家標準に対してトレーサビリティを有する標準器を使用して行う較正によるものであること。</p> <p>(4) (同左)</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この訓令は、電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十七号）の施行の日から施行する。